

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	程島地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号及び第3号(寄宿舍を除く。)に掲げるもの</p> <p>(2) 店舗兼用住宅</p> <p>(3) 法別表第2(ニ)項第3号, 第5号及び第6号に掲げるもの</p> <p>(4) 法別表第2(ホ)項第2号に掲げるもの</p>
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1.5m, 道路境界線からは2m(開発区域をひとつの敷地として判断する。)
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣又は高さ1.5m以下のフェンスで透視が可能な形状のもの</p> <p>ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)</p>
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	<p>0.5m未満。</p> <p>ただし, 築山等はこの限りでない。</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は, 条例第8条に定められている規定です。